

◆◆◆ 税務課からのお知らせ ◆◆◆

市広報2月号でお知らせしました平成19年4月からの市納付金口座振替済通知書の廃止に伴い、市税も下記の取り扱いをさせていただきますことになりました。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎ 市税口座振替納税済通知書が廃止される税目（3税目）

個人市県民税（普通徴収分）・固定資産税・国民健康保険税

※ 普通徴収とは、納税義務者が年4期に分けて納付する税です。

◎ 諸手続き等で口座振替納税済通知書を必要とされる方

各税目共、振替納付日の翌月の10日以降に本庁税務課、各支所市民課窓口で申請してください。
（平成18年度国民健康保険税第8期分からです）。

※ 振替納付日が祝・祭日等で翌月となる場合は、同月の10日以降の申請となります。

※ 10日の日が祝・祭日等の場合は翌日からの申請となります。

なお、諸事情により来庁することが困難な方は、税務課までご連絡下さい。

◎ 軽自動車税につきましては、今までどおり口座振替納税済通知書兼軽自動車納税証明書を送付いたします。

（口座振替納税者の方のみ）

なお、手数料は、朝来市税条例第18条の4の規定により無料です。

◎ 市税を納める月と税目は以下のとおりです。“税金は口座振替で”

月別	税目	月別	税目
4	軽自動車税 国民健康保険税（1期）	10	市県民税（3期） 国民健康保険税（5期）
5	固定資産税（1期）	11	国民健康保険税（6期）
6	市県民税（1期） 国民健康保険税（2期）	12	固定資産税（3期）
7	固定資産税（2期）	1	市県民税（4期） 国民健康保険税（7期）
8	市県民税（2期） 国民健康保険税（3期）	2	固定資産税（4期）
9	国民健康保険税（4期）	3	国民健康保険税（8期）



※ 口座振替の手続きは、「預金口座振替依頼書」を各支所市民課、又は、本庁税務課へ提出していただくだけで納期に指定された口座から自動振替されます。

●問い合わせ 税務課 TEL 672 - 6119

「兵庫のじぎく債」のご案内

☆ 朝来市では、市民の皆様からの資金をもとに、地域の発展のための事業に役立てるため、兵庫県及び他市町と共同で「兵庫のじぎく債」を発行します。

「ひょうごのじぎく債」は、事業実施に必要な資金を調達するため、兵庫県及び市町が共同で発行する地方債を、直接市民の皆様にご購入いただくことで、行政をより身近なものとして理解していただくことを目的とし、今回で5回目の発行となります。（朝来市は今回で2回目の参加となります。）

「兵庫のじぎく債」は全体で、100億円発行され、このうち、朝来市としては1億円発行し、地域振興基金の積立てに、この資金を活用します。

この「兵庫のじぎく債」は5年満期一括償還（年2回の利払い）で、5月上旬の発行を予定しています。（募集期間は4月中旬から4月下旬に、各取扱金融機関において募集します。）利率等、詳細につきましては、決定後直ちに朝来市ホームページへの掲載などによりお知らせいたします。

◆問い合わせ 財務課 TEL 672 - 6117